

健康保険・介護保険における 令和7年度の茨城支部被保険者への 影響について

＜健康保険・介護保険＞ 令和7年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者（健康保険料+介護保険料）

	令和6年度	令和7年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.66%	9.67%	+0.01%	+30円（労使折半前額）
介護保険	1.60%	1.59%	▲0.01%	▲30円（労使折半前額）
合計	11.26%	11.26%	0.00%	0円（労使折半前額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者（健康保険料）

	令和6年度	令和7年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.66%	9.67%	+0.01%	+30円（労使折半前額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		